

公益社団法人高知県シルバー人材センター連合会 令和5年度事業計画

1. 基本方針

高知県の65歳以上の高齢者の推計人口は令和5年1月には24万5千人（構成比35.9%）となっており、生産年齢人口の減少が続く中、シルバー人材センターは人生100年時代を見据え、働く意欲のある地域の高齢者が就業を通じてこれまでに培った能力や経験を活かして地域社会に貢献するとともに、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っています。

また、シルバー人材センターには、サービス業等の人手不足分野や育児・介護等現役世代を支える分野などでの就業の機会を提供することが期待されています。

このように、地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー人材センターは、今後ますますその役割を果たすことが期待されており、事業運営体制の改善や意識改革を図り、自治体や関係機関とも連携・協働しながら、高齢者の多様な就業ニーズに対応できるよう、会員拡大を最重点課題として取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により会員数は減少傾向となっています。このため、女性会員の拡大と多様な就業機会の開拓などを重点に据え、早期にコロナ前（令和元年度）水準の会員数に回復させることを目標として取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、連合会としても、各センターと連携を図りながら、国の委託事業を実施することにより会員の拡大と、請負・受託事業の拡大を図るとともに、シルバー派遣事業を一層推進することで、多様な就業の場の確保に取り組み、センターが地域の期待に応えられるよう支援していきます。

併せて、デジタル社会の到来により、デジタル関連の就業機会の確保に加えて、スマホを活用した業務連絡やWeb入会システムの導入等、デジタル技術を活用した業務の効率化が求められており、連合会としてもセンターの業務効率化に資する各種システムの活用を支援していきます。

また、会員の高年齢化、重篤事故の発生状況を踏まえ、安全就業の徹底と、新型コロナウイルス感染拡大の防止や健康確保等について、適切な対応を図ってまいります。

2. 個別事業計画

(1) 安全・適正就業推進事業

- ① シルバー会員の傷害事故のうち重篤事故の発生可能性が最も高い剪定作業時等の高所からの墜落・転落の防止と、他者や物件に対する損害賠償事故のうち、事故発生が最も多い草刈作業における刈払機による飛石事故等の縮減に最重点課題として取

り組む

- ②安全・適正就業巡回指導を実施する
- ③安全・適正就業研修を実施する
- ④安全・適正就業(適正就業ガイドラインに沿った業務運営)の推進を支援することにより、安全・適正就業対策が確実に機能しているか定期的に点検する
- ⑤会員の新型コロナウイルス感染防止対策を図るとともに、コロナ禍における新しい生活様式の定着を促進する

(2) 普及啓発推進事業

- ①普及啓発促進月間(10月中)に合わせ、「シルバーの日・高知<10月第3日曜日>」を中心に地域の環境整備等ボランティア活動を実施する
- ②普及啓発用のチラシ・リーフレットを配布する
- ③マスメディアを利用した広報を実施する
- ④ホームページの活用を図る
- ⑤地域活動等先進事例を提供する

(3) 就業開拓推進事業

- ①女性に人気のある就業先の開拓など、会員拡大余地が大きい女性へのアピールを強化するとともに、就業機会確保の取組を支援する
- ②労働者派遣事業・有料職業紹介事業の拡大を図る
- ③独自事業への取組を支援する
- ④シルバー事業のデジタル化の推進

総務省が令和3年度から実施している「デジタル活用支援推進事業」は、デジタル人材の育成や地域の高齢者のデジタルリテラシーの向上といった効果が期待できることから、引き続きセンターの受託に向け取り組む

(4) 交流研修事業

- ①こうち春花まつりへ参加する
- ②交流研修会を開催する

(5) センター設置促進事業

- ①未設置自治体に対する啓発活動に取り組む

②ミニセンターの法人化移行の取組みを支援する

(6) 指導相談事業

センターに対し3年に1回定期指導を実施するとともに、必要に応じて随時個別指導を実施する。

(7) 高齢者活躍人材確保育成事業

高齢者や企業に対して、シルバー人材センターを積極的に周知・広報するとともに、実際の就業体験を通じて高齢者、企業双方のシルバーに対する理解を深めること、高齢者に必要な技能講習を行うことにより、シルバーの新規会員、新たにシルバーを活用する企業の増加を図る。

- ①シルバーに関する周知・広報(テレビ等の媒体による広報、説明会)を実施する
- ②シルバーでの就業に関心のある高齢者やシルバーの活用に関心のある企業、また職種転換を希望、若しくは就業を希望するシルバー会員を対象に、就業体験を実施する
- ③シルバー会員でない高齢者がシルバーの会員となり活躍することに興味、自信を持つことができるよう、また職種転換を希望、若しくは就業を希望するシルバー会員については、職種転換、若しくは就業達成に資するような技能講習を実施する
- ④連合会が中心となり、地域におけるシルバーの更なる活用促進を目指すため、労使団体、地方公共団体、労働局等が一体となった連絡会議を開催する

(8) 消費税における適格請求書等保存方式への対応

令和5年10月からのインボイス制度の施行に向けて、事務費率の見直し等により、第1期経過措置期間(令和5年10月～令和8年9月)において各センターが安定的に事業運営を行う態勢を整えられるようにする。

(9) フリーランス新法(仮称)への準備

政府が新たな法整備として検討しているフリーランス新法(仮称)では、シルバー人材センターの会員もフリーランスとして位置付けられ、これを機に、厚生労働省において契約方法の見直しが検討されていることから、法制化の動きを注視しつつ、各センターが適切に準備できるよう対応する。